

2017年（平成29年）7月31日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会
会長 小原正敏

要 望 書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、以下のとおり要望します。

第1 要望の趣旨

当会は、貴所に対し、申立人からの再審請求弁護士候補者（再審請求弁護人になろうとする者）や再審請求弁護士（以下、両者あわせて「再審請求弁護士等」という）に対する信書の発信を制限しない扱いを今後も徹底するよう要望する。

第2 要望の理由

1 認定した事実

大阪拘置所では、一般に、信書の発信は平日一日一通に制限されている。

本件申立がなされた平成25年10月当時、大阪拘置所は、再審開始の決定がなされた後であれば、再審弁護士への発信を通数制限適用外とする一方、再審を請求している段階は、未だ再審請求弁護士等への発信であり、通数制限適用の範囲内であるとしていた。

2 当会の判断

(1) 再審請求をしようとする者あるいは再審請求段階にある者の法的地位

再審請求しようとする者あるいは再審請求段階にある者について、被告人と同様の法的防御権が保障されるべきこと

ア 再審事由の発見・構成が極めて重要であること

刑事訴訟法第435条は再審事由を規定し、再審事由が認められなければ再審無罪等は得られない。再審事由を的確に構成して主張するためには、面会の場において、弁護士とともに、証拠構造の分析とこれを的確に把握するために打合せをする権利や確定記録等を閲覧する権利等、各種の防御権を十分に保障することが不可欠である。

イ 現実に再審開始決定が得られるかどうかが決定的に重要なこと

最高裁判所事務総局の統計によれば、再審開始決定が確定し、再審公判段階に移行すれば、ほぼ全ての事案が無罪となる現状が存する。

したがって、再審公判で無罪判決を得ようとする者にとって、再審開始決定が得られるかこそが決定的に重要であり、その検討は、再審請求段階における弁護人との面会における検討内容にあるといっても過言でない。

ウ 結論

再審請求しようとする者や再審請求段階にある者にとって、防御権保障の必要性・重要性は、再審公判段階の被告人に何ら劣らない。

再審請求しようとする者や再審請求段階にある者の法的地位は、再審公判段階の被告人に準じるというべきであり、再審公判段階の被告人と同程度の防御権が保障されるべきである。

(2) 信書の発信制限について

ア 規制の根拠

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「被収容者処遇法」という。）第130条（信書に関する制限）は次のように規定する。

- 一 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、受刑者が発信を申請する信書の通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。
- 二 前項の規定により受刑者が発信を申請する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。

この規定を受け、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第79条（発信を申請する信書の通数の制限）は、以下のとおり規定する。

法第百三十条第一項の規定による被収容者が発信を申請する信書の通数についての制限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

- 一 委員会に対して提出する書面
- 二 審査の申請、再審査の申請、法第百六十三条第一項又は第百六十五条第一項の規定による申告及び苦情の申出の書面
- 三 被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者として

の地位を有しないものについて、弁護人等に対して発する信書

イ 再審公判段階の被告人との対比

再審公判段階の被告人は、上記規則第79条第3号の「被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しないもの」に該当するから、同号により、再審公判段階の被告人の弁護人等に対して発する信書には、上記の信書の制限は適用されない。

申立人は確定死刑判決によって拘禁されているものであるから未決拘禁者としての地位を有しないが、前述のとおり、再審請求しようとする者あるいは再審請求段階の者についても、再審公判段階の被告人同様の法的地位・防御権が保障されるべきである。

したがって、申立人の再審請求弁護人等に対する信書の発信は、上記規則第79条第3号によって信書の発信制限を受けるべきではない。

ウ 国賠判決の認定

2013年（平成25年）10月17日、大阪地方裁判所は、再審請求弁護人等への信書について、被収容者処遇法第139条第1項第2号「婚姻関係の統制、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書」に該当するとし同条1項本文によって不許可とすることができないと判示し、この点に係る発信制限を違法とし国に5万円の支払いを命ずる判決を下した。

この判決に対して国側が控訴しなかったため確定し、その後は再審請求弁護人等への文書発信は許可されている。

エ 結論

以上のとおり、平日一日一通の信書の発信の制限による申立人の再審請求弁護人等への発信制限は違法であり、申立人に対する人権侵害である。

この点について、2013年（平成25年）10月17日に大阪地方裁判所が下した判決が確定した後、大阪拘置所はこの発信制限をしていないが、再審請求弁護人等に対する信書発信の重要性に鑑みれば、大阪拘置所に対して、今後も発信制限を行わないとの扱いを徹底するよう要望する必要がある。

以上